

公益財団法人 飯塚研究開発機構
令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内中小企業が医療・福祉関連機器の開発等にあって必要となる経費に対し、予算の範囲内において医療・福祉関連機器開発補助金（以下「補助金」という）を交付することにより、県内中小企業による医療・福祉関連機器の開発の促進を図り、もって、県内中小企業の医療福祉関連機器産業への参入を促進することを目的とし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金の総額の3分の2以上を複数の大企業者が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、福岡県内に本社を有し、かつ県内の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者であること。または、飯塚市内の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者であること。

2 補助対象者は以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象事業及び対象期間)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療・福祉関連機器の開発
- (2) 医療・福祉関連機器の製造に資する要素技術の開発・高度化
- (3) 既存製品の機能高度化及び応用展開のための改良

2 補助対象期間は、交付決定日から、交付決定日の属する年度の1月末日までとする。

(交付の対象、補助率及び補助金額)

第5条 飯塚研究開発機構の理事長（以下「理事長」という。）は、事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として理事長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費は、別表に掲げる経費とする（消費税および地方消費税を除く。）。また、各経費の補助率は、

別表に掲げる補助率とする。

3 補助金額は原則として1件につき150万円以上、300万円以下とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「交付申請者」という。)は、理事長が定める日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に署名又は記名押印のうえ、理事長に提出しなければならない。

(選定委員会)

第7条 理事長は、補助金の交付の決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聞くために有識者等からなる選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置することができる。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交付の決定及び通知等)

第8条 理事長は、第6条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 理事長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

3 第1項及び第2項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容(交付に条件を付したときは、その決定の内容及び条件)を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付可否の決定方法については、理事長が定める方法によるものとする。

5 理事長は、補助金の交付決定にあたり、選定委員会に意見を求めることができる。

6 理事長は、第6条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請の内容が次のものである場合、審査で加点することができる。

(1) 飯塚市内に住所を有する企業による提案であるもの

(2) 飯塚地域の4医療機関(独立行政法人労働者健康安全機構 総合せき損センター、株式会社麻生 飯塚病院、公益社団法人地域医療振興協会 飯塚市立病院、福岡県済生会 飯塚嘉穂病院)と共同研究を行う提案であるもの

(3) 過年度に医療・福祉関連機器製品化調査試験補助金の交付決定を受けた企業による提案であるもの

7 補助金の交付決定を受けた企業は、福岡県が出展する医療・福祉関連展示会に優先的に出展することができる。ただし、出展費用について交付申請者において一部負担するものとする。

(進捗状況報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、理事長が必要と認めるときは、補助事業進捗状況報告書(様式第3号)により、事業の進捗状況を理事長に報告しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助事業変更(中止・廃止)承認申

請書(様式第4号)を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)は署名又は記名押印のうえ提出するものとする。

- (1) 補助事業の内容又はこれに係る経費を著しく変更しようとするとき
但し、次の場合を除く。
 - イ 補助対象経費の経費区分のうち、補助対象経費総額の20%以内の流用増減が生じる場合。
 - ロ 補助事業の目的及び遂行に影響を及ぼさない範囲で消耗品等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の軽微な変更を行う場合。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 理事長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による承認をした場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。
 - 4 理事長は、補助事業の変更(中止・廃止)の決定にあたり、選定委員会に意見を求めることができる。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を理事長に任意様式の書面で報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行の指示)

第12条 理事長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)又は、補助金の交付決定に係る会計年度の1月末のいずれか早い日から7日以内に補助事業実績報告書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第14条 理事長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第16条 交付申請者又は補助事業者は、当該申請を取下げようとするときは、速やかに補助金交付申請取下書(様式第9号)にその理由を付して理事長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請又は当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第17条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 理事長が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関し、怠慢と求められる行為を行ったとき。
- (5) 正当な理由なく第12条の規定による理事長の指示に従わなかったとき。
- (6) その他この要綱又は公募要領等の規定に違反したとき。
- (7) 補助事業を中止又は廃止したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 理事長は、前2条の規定による申請の取下げ又は交付決定の取消しがあつた場合において、当該取下げ又は取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 理事長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、理事長が定める期限までに、返還額の全額を飯塚研究開発機構に納入しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(現地調査等)

第20条 理事長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をその事務所、事業所等に赴かせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(情報の公表)

第21条 理事長は、補助金の交付決定後、次に掲げる事項を公表することができる。ただし、補助事業者の申出により正当な理由があると認める場合は、全部又は一部を公表しないものとする。

- (1) 補助事業者の名称
- (2) 補助事業の名称
- (3) その他理事長が必要と認める事項

(成果の公表)

第22条 理事長又は補助事業者は、補助事業の完了後、その成果を公表するものとする。ただし、補助事業者の申出により正当な理由があると認める場合は、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

- 2 補助事業者は、事業完了後、理事長の求めに応じて補助事業の成果の事業化状況等に関する報告をしなければならない。
- 3 補助事業者は、理事長が行う補助事業の成果の公表に協力し、補助事業者が成果を発表、展示する際には当該補助金の助成を受けた旨を表示しなければならない。
- 4 前項1、2及び3に係る事項の事業完了後の協力期間は、事業完了日が属する機構の会計年度の翌年度から5年間とする。

(取得物品、試作物品及び開発成果に係る権利の帰属)

第23条 次に掲げる権利は、全て、補助事業者に帰属するものとする。

- (1) 第5条に規定した補助対象経費により取得した償却資産、消耗品及びソフトウェア等の物品の所有権
- (2) 補助事業により製作した試作機、試作器具及び試作ソフトウェア等の物品の所有権
- (3) 知的財産権(日本国の関係法令で定めた産業財産権、著作権及びその他の権利)

(財産の管理及び処分)

第24条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加したと理事長が認める財産を、他の用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第12号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の承認を行った場合は、財産処分承認通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。
- 4 理事長は、補助事業者が取得財産を処分したことにより、収入がある又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部または一部を飯塚研究開発機構に納付させることができる。
- 5 第2項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円以上の財産であって、「原価償却財産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過していないものとする。

(収益納付)

第25条 理事長は、第22条第2項に規定する事業化報告により、補助事業者が補助事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を飯塚研究開発機構に納付させることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(要綱第5条関係)

(補助対象経費)

費目	補助率	内容
①機械装置費	50%	単品で10万円以上の機械装置の購入、レンタル及びリース等賃貸借に要する経費
②消耗品費		単品で10万円未満の原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費
③旅費		事業に必要な用務に係る社員の旅費
④外注費		事業に必要な設計、加工、依頼試験、工事等の外注に要する経費
⑤委託研究費		事業者を中心とした開発グループに参加する機関向けの委託研究費
⑥直接人件費		事業の研究開発に直接係る社員の人件費 ただし、本事業の研究開発に直接係る社員であっても、本事業に係る提出書類の作成に要する時間、出張の移動時間等、開発以外の業務時間は対象外とする。
⑦その他経費		①～⑥以外で、マーケティング調査費(出展、学会参加費等)、協力者に対する謝金、専門家依頼経費等の補助事業の実施にあたり、特に必要と認める経費
⑧製品評価	100%	筑豊地域医療・福祉関連支援委員の所属する機関*に依頼する製品評価に要する経費 ※総合せき損センター、飯塚病院、飯塚市立病院、済生会 飯塚嘉穂病院、NPO 福祉用具ネット、福岡県立大学、九州工業大学

(注1) (④外注費+⑤委託研究費)<(補助対象経費総額の50%)でなければならない。

(注2) 汎用性が高いと認められる経費、他の補助金等と重複する経費は対象外とする。

(注3) ⑥直接人件費の算出は、以下のとおりとする。

直接人件費 = (人件費時間単価 × 直接作業時間) の対象従事者分の合計

人件費時間単価(円/時間)は、対象従事者ごとに以下の式で算出(1円未満は切り捨てること)	
給与形態	人件費単価の算出
年俸制	基本年俸 ÷ 年間所定労働時間
月額制	月額基本給×12か月 ÷ 年間所定労働時間
日額制	日額基本給 ÷ 1日当たりの所定労働時間
時給制	当該時給額
※基本年俸、基本給には、賞与、諸手当(時間外手当、家族手当、通勤手当等)、社会保険料は含めない。 ※年間所定労働時間は、年間所定労働日数(補助事業者の年間営業日)に1日当たりの所定労働時間(就業規則等より算出)を乗じた時間とする。	

(様式第1号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

署名または記名押印

補助金交付申請書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱に基づく標記補助金の交付を受けたいので、交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容等 (別紙1)「補助事業に係る事業計画書」のとおり
(別紙2)「補助事業に係る収支明細書」のとおり

- 2 補助金交付申請額 金 円

- 3 添付資料

定款の写し、直近1期分の決算書の写し及び会社案内

- 4 その他

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱及び募集要項が定める内容に全て同意します。

交付要綱第18条の規定に基づき補助金の全部又は一部の返還を命じられたときは、その補助金を返納することに同意します。

(様式第1号の別紙1)

補助事業に係る事業計画書

※様式第1号の別紙1は必要に応じてページを追加して記載して下さい。(最大10ページ)

企業名			
本社所在地			
補助事業実施場所			
従業員数(人)		資本金(円)	
補助事業期間(予定)	交付決定日 ~ 令和 年 月 日		
事業担当者	氏名: Tel: E-mail:	所属: Fax:	
社外アドバイザー			

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の内容

※専門外の審査員が理解できるように項目毎に図表・写真等を活用して記述して下さい。

専門用語には、用語説明(箇条書き)を付けて下さい。

(1) 対象分野・形態(該当する分野及び形態にチェックを入れてください。)

分野 医療関連分野 福祉関連分野

形態 開発 改良

(2) 背景とニーズ

(3) ニーズに応えるための課題

(4) 課題の解決方法(取り組み内容)

注1:形態が開発の場合は、開発製品又は開発技術の新規性及び従来技術との違い等を記載して下さい。

注2:形態が改良の場合は、具体的な改良内容とその効果及び従来品との違い等を記載して下さい。

注3:製品又は技術の目標値を記載して下さい。

注4:共同開発の場合、各機関の分担内容が分かるように記載して下さい。

注5:必要に応じて説明のための図や表を使用し、分かりやすく記載して下さい。

(5) スケジュール

内容	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1

注1:実施項目毎に、----> で計画を記載して下さい。

注2:必要に応じて、記入行を追加して下さい。

(6) 開発体制(図)

4. 開発後の展開(他事業への提案、事業化計画)と波及効果

注1:他事業への展開については、提案を計画している事業名等を記載して下さい。

注2:事業化計画については、事業化方法、事業化先(販売先)、販売計画等出来るだけ詳しく記載して下さい。

(様式第1号の別紙2)

補助事業に係る収支明細書

【収入計画】※消費税抜き (単位:円)

区分	金額
補助金(b)	
自己資金(c')	
借入金(c'')	
計(a)	

※(c') + (c'') = (c)

【支出計画】※消費税抜き (単位:円)

経費区分	補助率	補助対象経費 (a)	補助金額 (b)	自己資金等 (c=a-b)
①機械装置費	50%		【左欄の50%(1円未満切捨)】	
②消耗品費				
③旅費				
④外注費				
⑤委託研究費				
⑥直接人件費				
⑦その他経費				
(①～⑦の合計)				
⑧製品評価	100%		【左欄の100%】	
計			【上2欄の和(千円未満切捨)】 ※上限300万円	

(④外注費+⑤委託研究費) < (補助対象経費総額の50%) でなければならない。

④外注費(円)	⑤委託研究費(円)	合計(④+⑤)(円)	補助対象経費総額の50%(円)
			<

〔支出内訳〕

(単位:円)

経費区分	種別・品名・仕様	積算内訳	補助対象経費 (消費税抜き)	備考
①機械装置費				
	小計			
②消耗品費				
	小計			
③旅費				
	小計			
④外注費				
	小計			
⑤委託研究費				
	小計			
⑥直接人件費				
	小計			
⑦その他経費				
	小計			
⑧製品評価				
	小計			
計				

※必要に応じて積算根拠の分かる資料を添付すること。

※単価が10万円(消費税抜き)以上は見積書を添付すること。

(様式第2号)

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者) 様

公益財団法人飯塚研究開発機構
理事長

補助金交付(不交付)決定通知書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第8条の規定に基づき、審査を行った結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

(不交付の場合)

審査を行った結果、補助金不交付となりましたので通知します。

(様式第3号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

補助事業進捗状況報告書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業進捗状況報告の内容 (別紙1)「補助事業に係る進捗状況報告書」のとおり
(別紙2)「補助事業に係る支出明細書」のとおり
- 2 その他理事長が必要と認める書類

(様式第3号の別紙1)

補助事業に係る進捗状況報告書

※様式第3号の別紙1は必要に応じてページを追加して記載して下さい。

企業名			
本社所在地			
補助事業実施場所			
従業員数(人)		資本金(円)	
補助事業期間(予定)	交付決定日 ~ 令和 年 月 日		
事業担当者	氏名: Tel: E-mail:	所属: Fax:	
社外アドバイザー			

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の内容

※専門外の審査員が理解できるように項目毎に図表・写真等を活用して記述してください。

専門用語には、用語説明(箇条書き)を付けて下さい。

(1) 対象分野・形態(該当する分野及び形態にチェックを入れてください。)

分野 医療関連分野 福祉関連分野

形態 開発 改良

(2) 背景とニーズ

(3) ニーズに応えるための課題

(4) 課題の解決方法(取組み内容)

注1: 事業計画書の項目毎に実績を追加し、目標値に対する達成状況、課題等を記載して下さい。

注2: 必要に応じて説明のための図や表を使用し、分かりやすく記載して下さい。

(5) スケジュール

内容	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

注1: 実施項目毎に、当初計画(----->)に対し、実績(→)と今後の予定(.....>)を記載して下さい。

注2: 必要に応じて、記入行を追加して下さい。

(6) 開発体制(図)

4. まとめ

5. 開発後の展開(他事業への提案、事業化計画)と波及効果

注1: 他事業への展開については、提案を計画している事業名等を記載して下さい。

注2: 事業化計画については、事業化方法、事業化先(販売先)、販売計画等出来るだけ詳しく記載して下さい。

(様式第3号の別紙2)

補助事業に係る支出明細書

※消費税抜き

(単位:円)

経費区分	補助率	補助対象経費 (a)	補助金額 (b)	自己資金等 (c=a-b)
①機械装置費	50%		【左欄の50%(1円未満切捨)】	
②消耗品費				
③旅費				
④外注費				
⑤委託研究費				
⑥直接人件費				
⑦その他経費				
(①～⑦の合計)				
⑧製品評価	100%		【左欄の100%】	
計			【上2欄の和(千円未満切捨)】 ※上限 300万円	

(④外注費+⑤委託研究費) < (補助対象経費総額の50%) でなければならない。

④外注費(円)	⑤委託研究費(円)	合計(④+⑤)(円)	補助対象経費総額の50%(円)
			<

〔支出内訳〕

(単位:円)

経費区分	種別・品名・仕様	積算内訳	補助対象経費 (消費税抜き)	備考
①機械装置費				
	小計			
②消耗品費				
	小計			
③旅費				
	小計			
④外注費				
	小計			
⑤委託研究費				
	小計			
⑥直接人件費				
	小計			
⑦その他経費				
	小計			
⑧製品評価				
	小計			
計				

(様式第4号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

署名または記名押印

補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更(中止・廃止)の内容

4 その他

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱及び募集要項が定める内容に全て同意します。

交付要綱第18条の規定に基づき補助金の全部又は一部の返還を命じられたときは、その補助金を返納することに同意します。

※変更の場合は、変更前後を比較し、分かりやすく記載すること。また、変更後の収支明細書を添付すること。

※中止・廃止の場合は、それぞれ中止の時期・廃止の時期を記載すること。

(様式第5号)

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者)

様

公益財団法人飯塚研究開発機構
理事長

補助事業変更(中止・廃止)承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請があった内容の変更(中止・廃止)について、承認します。

(様式第6号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

補助事業実績報告書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業実績報告の内容 (別紙1) 「補助事業に係る事業報告書」のとおり
(別紙2) 「補助事業に係る収支明細書」のとおり
- 2 取得物品 (別紙3) 「補助事業取得物品一覧表」のとおり
- 3 補 助 金 額 金 円
- 4 その他理事長が必要と認める書類

(様式第6号の別紙1)

補助事業に係る実績報告書

※様式第6号の別紙1は必要に応じてページを追加して記載して下さい。

企業名			
本社所在地			
補助事業実施場所			
従業員数(人)		資本金(円)	
補助事業期間(予定)	交付決定日 ~ 令和 年 月 日		
事業担当者	氏名: Tel: E-mail:	所属: Fax:	
社外アドバイザー			

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の内容

※専門外の審査員が理解できるように項目毎に図表・写真等を活用して記述してください。

専門用語には、用語説明(箇条書き)を付けて下さい。

(1) 対象分野・形態(該当する分野及び形態にチェックを入れてください。)

分野 医療関連分野 福祉関連分野
形態 開発 改良

(2) 背景とニーズ

(3) ニーズに応えるための課題

(4) 課題解決のために取組んだ内容及び結果

注1: 事業計画書の項目毎に実績を追加し、目標値に対する達成状況等を記載して下さい。

注2: 必要に応じて説明のための図や表を使用し、分かりやすく記載して下さい。

(5) スケジュール

内容	月										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	

注1: 実施項目毎に、当初計画(--->)に対し、実績を->で記載して下さい。

注2: 必要に応じて、記入行を追加して下さい。

(6) 開発体制(図)

4. 総括(まとめ)

5. 開発後の展開(他事業への提案、事業化計画)と波及効果

注1: 他事業への展開については、提案を計画している事業名等を記載して下さい。

注2: 事業化計画については、事業化方法、事業化先(販売先)、販売計画等出来るだけ詳しく記載して下さい。

6. 特記事項

(様式第6号の別紙2)

補助事業に係る収支明細書

【収入実績】※消費税抜き (単位:円)

区分	金額
補助金(b)	
自己資金(c')	
借入金(c'')	
計(a)	

※(c') + (c'') = (c)

【支出実績】※消費税抜き (単位:円)

経費区分	補助率	補助対象経費 (a)	補助金額 (b)	自己資金等 (c=a-b)
①機械装置費	50%		【左欄の50%(1円未満切捨)】	
②消耗品費				
③旅費				
④外注費				
⑤委託研究費				
⑥直接人件費				
⑦その他経費				
(①～⑦の合計)				
⑧製品評価	100%		【左欄の100%】	
計			【上2欄の和(千円未満切捨)】 ※上限 300万円	

(④外注費+⑤委託研究費) < (補助対象経費総額の50%) でなければならない。

④外注費(円)	⑤委託研究費(円)	合計(④+⑤)(円)	補助対象経費総額の50%(円)
			<

〔支出内訳〕

(単位:円)

経費区分	種別・品名・仕様	積算内訳	補助対象経費 (消費税抜き)	備考
①機械装置費				
	小計			
②消耗品費				
	小計			
③旅費				
	小計			
④外注費				
	小計			
⑤委託研究費				
	小計			
⑥直接人件費				
	小計			
⑦その他経費				
	小計			
⑧製品評価				
	小計			
計				

(様式第6号の別紙3)

補助事業取得物品一覧表

物品名	型式	取得年月日	取得金額 (税抜)	設置場所	活用方法
		検収年月日			

(様式第7号)

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者) 様

公益財団法人飯塚研究開発機構
理事長

補助金確定通知書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金確定金額 金 円

(様式第8号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

補助金精算払請求書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 精算払請求額 金 円

3 振込口座

振込先金融機関名		
支店名		
支店番号		
預金の種別		
口座番号		
口座の名義人	カナ	
	漢字	

(様式第9号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

補助金交付申請取下書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助事業の名称

2 取 下 の 理 由

(様式第10号)

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者)

様

公益財団法人飯塚研究開発機構
理事長

補助金交付決定取消通知書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記により補助金交付決定の取消を通知します。

記

1 補助事業の名称

2 取消の理由

(様式第11号)

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者)

様

公益財団法人飯塚研究開発機構
理事長

補助金返還命令書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり補助金返還を命令します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金返還額 金 円

3 振込口座

(様式第12号)

令和 年 月 日

公益財団法人飯塚研究開発機構理事長殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

署名または記名押印

財産処分申請書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第24条の規定に基づき、当該補助事業において、取得し、又は効用が増加した財産について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 財産の名称

4 処分の方法 (他の用途に使用 譲渡 交換 貸付 担保の用)

5 処分の理由

※当該財産を処分するに至った経緯等を含め、処分理由を具体的に記載して下さい。必要に応じてページを追加して記載して下さい。

財産の名称	
取得金額	
処分金額	
処分先	
補完又は設置場所	
写真	

(様式第13号)

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者)

様

公益財団法人飯塚研究開発機構
理事長

財産処分承認通知書

公益財団法人 飯塚研究開発機構 令和6年度 医療・福祉関連機器開発補助金交付要綱第24条の規定に基づき、令和 年 月 日付けで承認申請があった内容の財産処分(他の用途に使用、譲渡、交換、貸付、担保の用)について、承認します。